

金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等の改正

弁護士 本行 克哉



弁護士
本行 克哉
(ほんぎょう・かつや)

〈出身大学〉

京都大学法学部
京都大学法科大学院
ノースウエスタン大学
ロースクール法学修士
(LLM with honors)

〈経歴〉

2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(65期)
2013年1月
弁護士法人中央総合法律
事務所入所
2017年8月～2018年7月
金融庁検査局企画審査課
勤務
2018年7月～2019年7月
総合政策局リスク分析総括課
勤務
2019年8月～2020年3月
監督局銀行第二課勤務
2021年9月
ノースウエスタン大学
ロースクールLLM卒業
2021年10月～2022年3月
Kirkland & Ellis LLP
(シカゴ)勤務

〈取扱業務〉

金融規制、M&A、
クロスボーダー取引、
コンプライアンス、
コーポレート・ガバナンス、
金融関連紛争、企業間紛争、
事業再生、知的財産権

1 はじめに

個人情報保護法の改正に伴い(改正後の個人情報保護法を以下「改正個人情報法」といいます。)、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「金融分野ガイドライン」といいます。)等が改正され(以下「本改正」といいます。)、令和4年4月1日より施行されました。本稿では、本改正のポイントを解説いたします。

2 個人データ等の漏えい等が発生した場合の報告等(改正個人情報法第26条関係)

改正個人情報法において、新たに規定された改正個人情報法施行規則第7条各号の事態が発生した場合の当局への報告義務、本人への通知義務等が規定されました(改正個人情報法第26条)、これに加え、銀行法施行規則第13条の6の5の2に基づく当局への報告義務や金融分野ガイドライン第11条に基づく報告の努力義務等が定められた点にも留意が必要です。

3 外国にある第三者への提供の制限(改正個人情報法第28条関係)

外国にある第三者へ個人データを提供する場合には、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要があります(改正個人情報法第28条第1項)、その際には、あらかじめ、一定の情報を当該本人に提供する必要があります(同条第2項)。金融分野ガイドラインでは、当該同意取得は、原則として書面(電磁的記録を含みます。以下同じ。)によることとされ、当該書面により、改正個人情報法施行規則第17条第2項から第4項までに規定されている事項に加え、①個人データの提供先の第三者、②提供先の第三者における利用目的、③第三者に提供される個人データの項目についても情報提供を行うことが努力義務とされました(金融分野ガイドライン第13条第1項)。

また、①我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している一定の外国にある第三者へ個人データを提供する場合及び②第三者が我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきとされている措置に相当する措置(相当措置)を継続的に講ずるために必要な体制を整備している第三者へ個人データを提供する場合には、改正個人情報法第28条に基づく本人の同意は不要とされています。上記②を根拠として外国にある第三者に個人データを提供する場合の、当該提供の時点で確認が必要とされる事項や、その後の相当措置の実施状況の確認方法等については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)」において定められていますが、金融分野ガイドライン第13条第3項にも同趣旨の規定が置かれました。

4 個人関連情報の第三者提供の制限

改正個人情報法では、個人関連情報取扱事業者(個人関連情報(例:IPアドレス、Cookie情報等)をデータベース化したものを事業の用に供している者)の義務として、第三者が個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得することが想定される場合は、当該本人の同意が得られていること等の確認を行う必要があるとされています(改正個人情報法第31条第1項)。金融分野ガイドラインでは、金融分野における個人情報取扱事業者が上記の第三者として個人関連情報の提供を受けるために本人の同意を得る際には、原則として、書面によることとされ、当該書面の記載事項についても同ガイドラインで定められることとなりました(努力義務、金融分野ガイドライン第14条)。

5 個人情報保護宣言

金融分野ガイドラインでは、従前から個人情報保護宣言(いわゆるプライバシーポリシー等)のホームページへの常時掲載等の努力義務を定めていますが、本改正により、本人が適切にその内容を理解できるようにするための工夫の例がいくつか紹介されています(金融分野ガイドライン第20条第3項)。

また、外国にある第三者への提供との関係で、個人情報保護宣言に記載すべき事項(努力義務)がいくつか金融分野ガイドラインに追加されました(金融分野ガイドライン第13条第2項、第3項)。

6 第三者提供時の同意取得

個人データの第三者提供の際の本人の同意の取得方法については、元々金融分野ガイドラインに努力義務として定めがありましたが、本改正により「個人データの提供先の第三者」を特定することができない場合には、「提供先の第三者の範囲や属性に関する情報」など本人に参考となるべき情報を書面によって本人に認識させた上で同意を得ることとされました(金融分野ガイドライン第12条第1項)。

7 おわりに

本稿では紙面の関係から、ポイントのみの記載となりましたが、実務では、法令・ガイドラインの細部を読み込み、解釈を行った上で、各社のウェブサイトやアプリの文言・設計・仕様等に落としおく必要があります。弊事務所では、この分野における法律相談を多数扱っておりますので、ご不明点等ございましたらお気軽にご相談ください。